

## 電気料金燃料費調整制度に関する変更届出について

平成21年3月3日  
北陸電力株式会社

当社は、平成21年5月分の電気料金より、住宅用など低圧で受電される小売規制部門のお客さまを対象とする電気料金燃料費調整制度の変更を行うこととし、本日、電気供給約款等の変更を経済産業大臣に届出いたしましたので、お知らせいたします。

これは、総合資源エネルギー調査会第35回電気事業分科会において小売規制部門の燃料費調整制度の見直しについて取りまとめられ、経済産業省令が改正（平成21年2月26日付）されたことによるものです。

主な変更点は次のとおりです。

- ・ 燃料価格を電気料金に反映するまでの期間を1ヶ月短縮。
- ・ 燃料価格の変動を電気料金に毎月反映。
- ・ 燃料費調整を行わない範囲の廃止。

なお、新しい制度への移行に伴い、平成20年10月から平成21年1月の燃料価格変動の一部が電気料金に反映されなくなるため、法令に基づく経過措置として、未反映分については平成21年5月分から平成22年3月分の燃料費調整単価に上乘せいたします。

制度変更の内容につきましては別紙のとおりです。

以 上

小売規制部門における電気料金  
燃料費調整制度変更のお知らせ

平成21年3月

 北陸電力株式会社

## 目 次

### 小売規制部門における

電気料金燃料費調整制度の変更について	3
1.小売規制部門における制度変更内容	4
2.実施時期	5
3.制度変更に伴う経過措置	5
経過措置単価および特別措置単価	6
検針票への表示について	7

## 小売規制部門における 電気料金燃料費調整制度の変更について

先般、総合資源エネルギー調査会第35回電気事業分科会において小売規制部門における燃料費調整制度<sup>( )</sup>の見直しについて取りまとめられ、経済産業省令が改正されたことから、電気供給約款等の変更を行うことといたしました。

この変更は、燃料価格の変動をより速やかに電気料金に反映させるとともに、毎月の電気料金の大幅な変動を抑制することを目的として行われたものです。

主な変更点は次のとおりです。

- ・ 燃料価格を電気料金に反映するまでの期間を1ヶ月短縮
- ・ 燃料価格の変動を電気料金に毎月反映
- ・ 燃料費調整を行わない範囲の廃止

なお、新しい燃料費調整制度は平成21年5月分電気料金から実施いたします。

制度変更の内容等につきましては、次頁以降をご覧ください。

### 燃料費調整制度とは

燃料価格（原油価格・石炭価格等）の変動に応じて電気料金を自動的に調整する制度

#### 電気料金の仕組み（従量制の場合）

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} \pm \text{燃料費調整額}$$

電力量料金 = 電力量料金単価 × 1ヶ月のご使用量

燃料費調整額 = 燃料費調整単価 × 1ヶ月のご使用量

\* 燃料費調整単価には、通常の燃料費調整単価に加えて制度変更に伴う「経過措置単価」および燃料費調整に関する「特別措置単価」が含まれます。

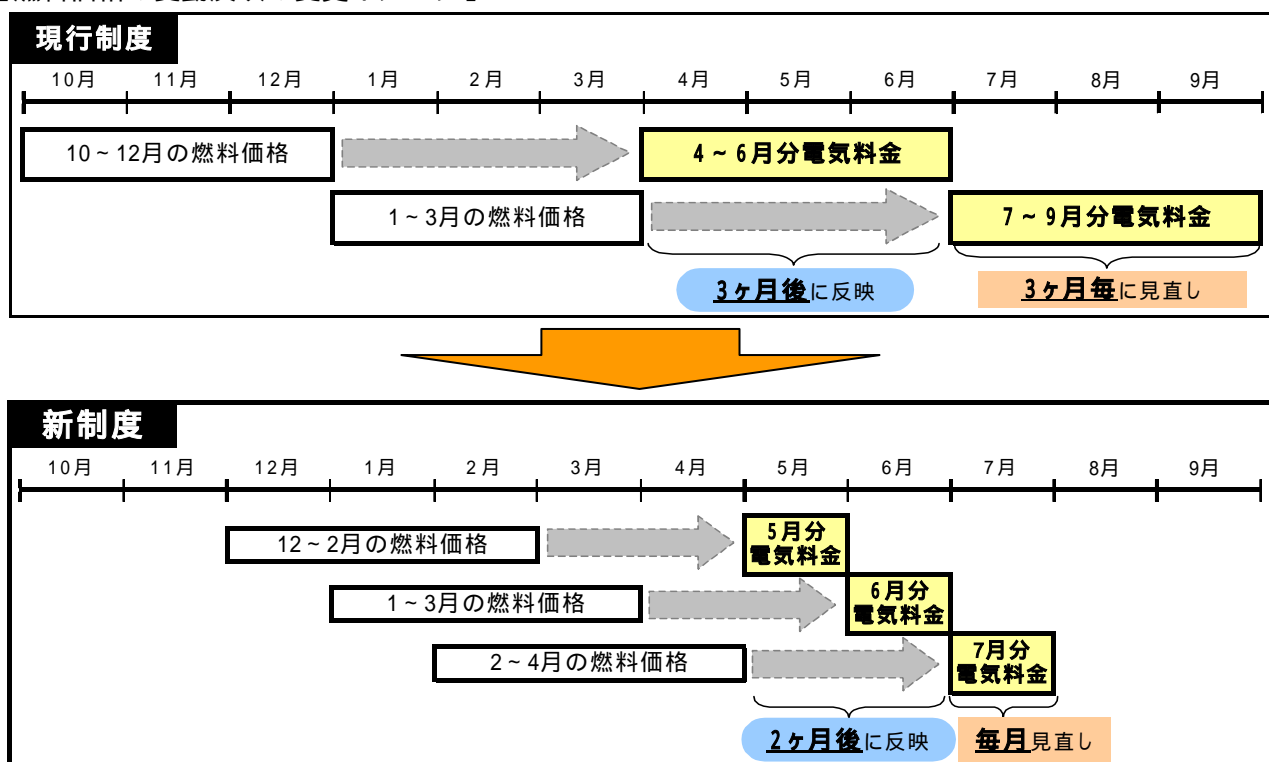
# 1. 小売規制部門における制度変更内容

## (1) 燃料価格の変動をより速やかに電気料金に反映

燃料価格を電気料金に反映するまでの期間をこれまでの3ヶ月から2ヶ月に1ヶ月短縮いたします。

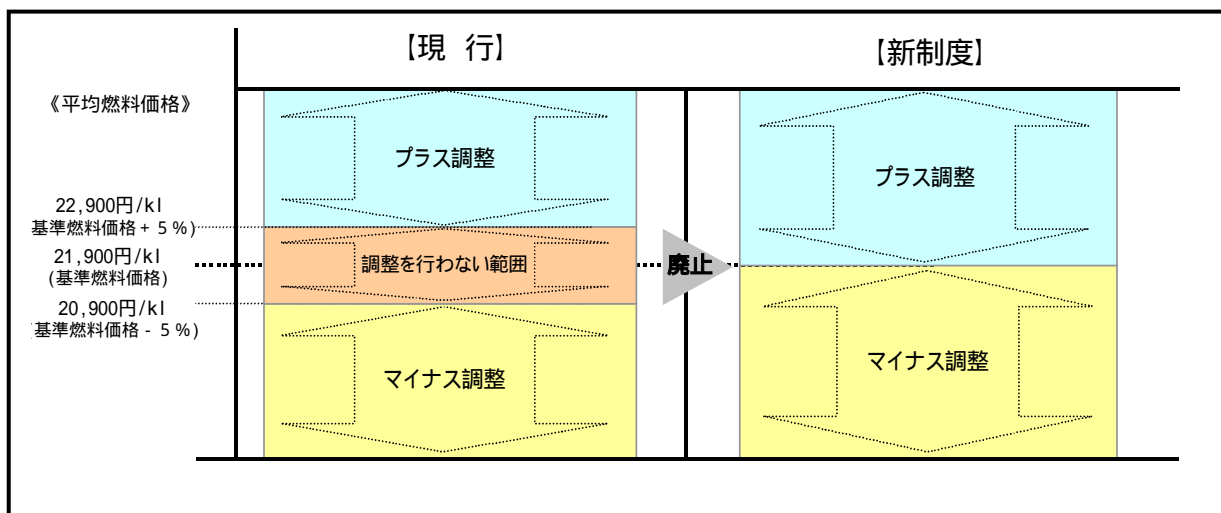
これまで燃料価格の反映を3ヶ月毎に見直ししておりましたが、今後は毎月見直しいたします。

【燃料価格の変動反映の変更イメージ】



## (2) 燃料費調整を行わない範囲の廃止

これまで燃料価格の変動が基準の±5%以内にとどまる場合には、燃料費調整を行っていませんでしたが、今後は燃料費調整を行うことといたします。



## 2. 実施時期

平成21年5月分電気料金（4月検針日以降のご使用分）より実施いたします。

## 3. 制度変更に伴う経過措置

制度の変更に伴い、平成20年10月から平成21年1月の燃料価格変動の一部が電気料金に反映されなくなるため、法令に基づく経過措置として、未反映分については平成21年5月分から平成22年3月分の燃料費調整単価に上乗せさせていただきます。

経過措置単価（低圧従量制の場合）  $+1.42$  円/kWh[未反映分]

内訳 平成21年5月分～平成22年2月分  $+0.13$  円/kWh  
 平成22年3月分  $+0.12$  円/kWh

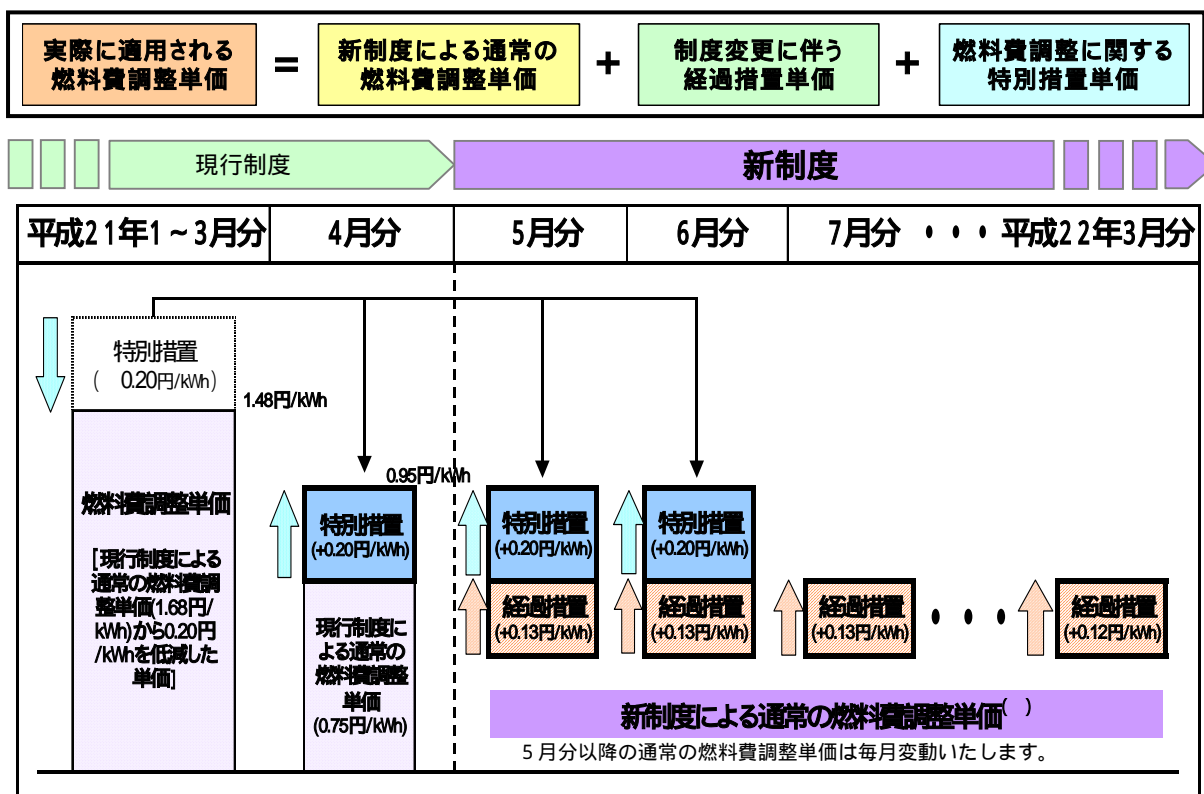
（参考）小売規制部門を対象とした燃料費調整に関する特別措置の扱い

先般ご案内の燃料費調整に関する特別措置（平成21年1月～6月分に適用）<sup>( )</sup>については、制度変更後も引き続き実施いたします。

( ) 燃料費調整に関する特別措置（平成20年10月31日経済産業大臣認可済）

小売規制部門のお客さまを対象に、平成21年1～3月分の燃料費調整単価の引上げ幅を低減（ $-0.20$  円/kWh[従量制の場合]）し、低減した単価を平成21年4～6月分の燃料費調整単価に上乗せ（ $+0.20$  円/kWh[従量制の場合]）する特別な措置

< 平成21年5月分以降の燃料費調整単価のイメージ[低圧従量制の場合] >



経過措置単価および特別措置単価

今回の燃料費調整制度変更に伴う経過措置単価および燃料費調整に関する特別措置単価は、以下のとおりとなります。

従量制 <sup>(1)</sup> で供給する場合	経過措置単価		特別措置単価 (平成21年4月分～6月分)
	平成21年5月分～平成22年2月分	平成22年3月分	
	+0.13	+0.12	+0.20

契約種別	区分	経過措置単価				特別措置単価 (平成21年4月分～6月分)	
		平成21年5月分～平成22年2月分	平成22年3月分	平成21年10月分～平成22年3月分	平成22年4月分～平成22年6月分		
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	20Wまでの1灯1月につき	平成21年5月分～12月分	+1.01	平成22年1月分～3月分	+1.00	+1.55
		40Wまでの1灯1月につき	平成21年5月分～7月分	+2.02	平成21年8月分～平成22年3月分	+2.01	+3.10
		60Wまでの1灯1月につき	平成21年5月分～平成22年3月分	+3.02			+4.65
		100Wまでの1灯1月につき	平成21年5月分～9月分	+5.04	平成21年10月分～平成22年3月分	+5.03	+7.75
		100Wごと1灯1月につき	平成21年5月分～9月分	+5.04	平成21年10月分～平成22年3月分	+5.03	+7.75
	小型機器	50VAまでの1機器1月につき	平成21年5月分～8月分	+1.51	平成21年9月分～平成22年3月分	+1.50	+2.32
		100VAまでの1機器1月につき	平成21年5月分～11月分	+3.01	平成21年12月分～平成22年3月分	+3.00	+4.63
		100VAごと1機器1月につき	平成21年5月分～11月分	+3.01	平成21年12月分～平成22年3月分	+3.00	+4.63
	臨時電灯A	50VAまでの1日につき	平成21年5月分	+0.05	平成21年6月分～平成22年3月分	+0.04	+0.07
		100VAまでの1日につき	平成21年5月分	+0.09	平成21年6月分～平成22年3月分	+0.08	+0.13
500VAまで(100VAごと)1日につき		平成21年5月分	+0.09	平成21年6月分～平成22年3月分	+0.08	+0.13	
1kVAまでの1日につき		平成21年5月分～6月分	+0.82	平成21年7月分～平成22年3月分	+0.81	+1.25	
1kVAをこえ3kVAまでの(1kVAごと)1日につき		平成21年5月分～6月分	+0.82	平成21年7月分～平成22年3月分	+0.81	+1.25	
臨時電力	0.5kW1日につき	平成21年5月分～11月分	+0.43	平成21年12月分～平成22年3月分	+0.42	+0.66	
	1kW1日につき	平成21年5月分～7月分	+0.86	平成21年8月分～平成22年3月分	+0.85	+1.31	
農事用電力B (育苗・栽培需要)	0.5kW1日につき	平成21年5月分～12月分	+0.77	平成22年1月分～3月分	+0.76	+1.18	
	1kW1日につき	平成21年5月分～9月分	+1.54	平成21年10月分～平成22年3月分	+1.53	+2.36	
農事用電力 (脱穀調整需要) [附則]	0.5kW1日につき	平成21年5月分～7月分	+0.22	平成21年8月分～平成22年3月分	+0.21	+0.33	
	1kW1日につき	平成21年5月分～11月分	+0.43	平成21年12月分～平成22年3月分	+0.42	+0.66	
	2kW1日につき	平成21年5月分～6月分	+0.86	平成21年7月分～平成22年3月分	+0.85	+1.31	
	3kW1日につき	平成21年5月分～平成22年2月分	+1.28	平成22年3月分	+1.27	+1.97	
	3kWをこえ1kW増すごと1日につき	平成21年5月分～11月分	+0.43	平成21年12月分～平成22年3月分	+0.42	+0.66	
深夜電力A	1契約1月につき	平成21年5月分	+12.97	平成21年6月分～平成22年3月分	+12.96	+19.93	

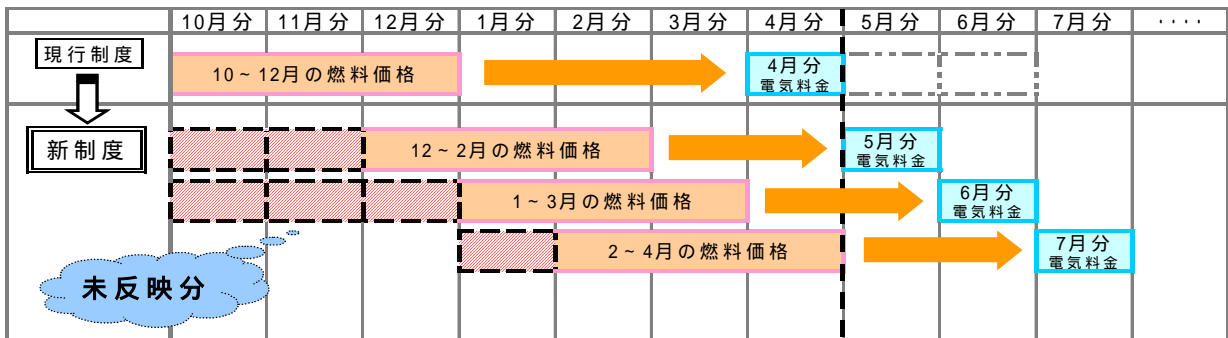
従量制の契約種別

従量電灯A/B/C, 臨時電灯B/C, 公衆街路灯B/公衆街路灯[附則], 低圧電力, 臨時電力, 農事用電力A(かんがい排水需要)/B(育苗・栽培需要)/C(脱穀調整需要)[附則], エルフナイト8(時間帯別電灯), エルフナイト10(季節別時間帯別電灯), エルフナイト10プラス(季節別時間帯別電灯), 高負荷率電灯, 低圧電力, 低圧季節別時間帯別電力, 深夜電力B/C/D, ホワイトプラン電力 / /

当社と太陽光・風力発電の余剰購入契約のあるお客さまへ

低圧で連系される太陽光・風力発電からの余剰電力購入料金における燃料費調整の取り扱いについても、同様の措置とさせていただきます。

(参考) 制度変更に伴う経過措置における未反映分のイメージ



検針票への表示について

低圧従量制の場合

北陸電力からのお知らせ  
毎度ご利用いただきありがとうございます

ご契約種別  
お客さま番号

年 月分電気料金等領収証

領収額	
ご契約	うち消費税等相当額
ご使用量	

年 月分電気ご使用量のお知らせ

今回検計日		ご契約	
次回検計日			
算取期限日			
今月分のご使用量			

計器番号                   \* \* \*

今回指示数               \* \* \* \*

前回指示数               \* \* \* \*

差       引               \* \* \* \*

乗率(倍)                   \*

今月分の料金(概算)

上記概算額は、ご契約変更等で実際のご請求と異なる場合がございます。...

基本料金	円	銭
電力量料金	円	銭
<b>燃料費調整額</b>	円	銭
...		

【燃料費調整単価のお知らせ】

今月分の燃料費調整単価(1kWhあたり)	円	銭
来月分の燃料費調整単価(1kWhあたり)	円	銭

...

・本票により集金員が集金することはありません。  
検針員

○電気のお申込みご相談はフリーダイヤルで「お客さまサービスセンター」へ  
電話・アンペア変更・停電は ☎ 0120-776453  
電気に関するご相談は ☎ 0120-167540

○北陸電力に関する情報や電気のご契約に関することなどは、当社ホームページでご覧いただけます。【ホームページ <http://www.rkuden.co.jp>】

北陸電力株式会社

**当月分の燃料費調整額**  
= 当月分に適用される燃料費調整単価 × 当月分のご使用量

当月分のご使用量

当月分の電気料金のご請求金額(概算)

当月分に適用される燃料費調整単価(経過措置単価・特別措置単価を含む)

翌月に適用される燃料費調整単価(経過措置単価・特別措置単価を含む)

< 5月分の場合 >  
「今月分および来月分に適用される燃料費調整単価には燃料費調整に関する特別措置単価および燃料費調整制度の変更に伴う経過措置単価が含まれております。詳細は、下記の当社ホームページ等でご確認ください。」

ご契約種別やご契約変更によっては、「今月分の料金(概算)」を計算いたしていません。その場合は、料金内訳は表示いたしません。